チェックシートF (安定型埋立処分場)

規則第12条の7の2 第7号

	維持管理に関する公開事項	公開期日
イ	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
П	最終処分基準省令第1条第2項第7号に規定する擁壁等を定期点検に関する次に掲げる事項 (1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検を行った結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合 に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属 する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属 する月の翌月の末日
ハ	最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による残余の埋立容量に関する 測定(1回/年以上)を行った年月日及びその結果	測定結果の得られた日の属 する月の翌月の末日
11	最終処分基準省令第2条第2項第2号ロの規定による展開検査に関する次に掲げる事項 (1)各月の検査の実施回数 (2)展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	
	最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定による地下水の水質検査に関する次に掲げる事項 (1)水質検査に係る地下水を採取した場所 (2)水質検査に係る地下水を採取した年月日 (3)水質検査の結果を得られた年月日 (4)水質検査の結果	水質検査の結果の得られた 日の属する月の翌月の末日
木	最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定による浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項 (地下水等検査項目→年1回以上、BOD又はCOD→月1回以上) (1)水質検査に係る浸透水を採取した場所 (2)水質検査に係る浸透水を採取した年月日 (3)水質検査の結果を得られた年月日 (4)水質検査の結果	水質検査の結果の得られた 日の属する月の翌月の末日
	果、悪化が認められる場合におけるその原因の調査、その他生活環境の保全上 必要な措置に関する次に掲げる事項 (1)措置を講じた年月日 (2)措置の内容	措置を講じた日の属する月 の翌月の末日
^	最終処分基準省令第2条第2項第2号への規定による浸透水の水質検査の結果、基準に適合していない場合に速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分のの中止その他生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項	措置を講じた日の属する月 の翌月の末日
	(1) 措置を講じた年月日 (2) 措置の内容	